協会けんぽに加入されていた方へ
退職後の健康保険加入のご案内

保険料などを比較のうえ、退職される方がご自身で加入先をお選びください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の被扶養者
加入条件	お住まいの市区町村役場（国民健康保険担当課）にお問い合わせください	・退職日までに被保険者期間が**継続して２か月以上**あること ・退職日の翌日(喪失日)から**２０日以内に申出書を提出**すること（郵送の場合は必着）	・ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ・ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ※お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 **離職理由（倒産・解雇など）により保険料が減免される「減免制度」があります**	退職前に控除されていた健康保険料の**２倍程度**となります（金額に上限あり） ※お住まいの都道府県支部と退職前に加入していた支部が異なるときは、2倍とならない場合があります ※加入期間中（最長2年間）の保険料は原則変わりません。（保険料率が変更される場合などを除く）	被扶養者分の保険料負担はありません
申請先	お住まいの市区町村役場（国民健康保険担当課） 	お住まいの協会けんぽ都道府県支部へ送付 ※送付先は協会けんぽホームページなどでご確認ください	ご家族の勤務先

◆協会けんぽの任意継続を選択される方へ

●お手続き

退職日の翌日（資格喪失日）から２０日以内（２０日目が土日祝日の場合はその翌営業日まで）にお手続きください。（必着）

在職中の「健康保険証」または「資格確認書」が使用できるのは退職日までです。退職（喪失）後はすみやかに事業所へご返却ください。

●提出書類

＊「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」
　マイナ保険証をお持ちでない方は、
＊「資格確認書交付申請書」を併せて提出してください。
　申請書は、ホームページからダウンロードまたはお電話にてご依頼ください。

扶養家族がいる場合
・別途添付書類が必要となる場合があります。「健康保険任意継続 被保険者資格取得申出書 記入の手引き」をご確認ください。
・被扶養者のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

●加入期間

加入期間は最長2年です。 加入期間中に再就職等で新たに社会保険に加入した場合や、申出により任意継続の資格を喪失する（国民健康保険への加入、被扶養者としての加入）場合は、資格喪失申出書の提出が必要となります。

令和6年12月2日以降の医療機関への受診について

- 令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。
- 「マイナ保険証」による受診が原則となりますが、マイナ保険証をお持ちでない方等については、「資格確認書」等を用いて受診することも可能です。

提示物	使用場面等	受診方法
 マイナ保険証	・マイナンバーカードを取得し、健康保険証として利用するには、「保険証利用登録」が必要です。 ・利用登録は、「医療機関窓口」「スマホアプリ『マイナポータル』」「セブン銀行ATM」で行えます。 ※オンライン資格確認システムを導入の医療機関・薬局で使用できます。	カードリーダーで読み取ります。 マイナ保険証
 資格情報のお知らせ	・医療機関でオンライン資格確認ができない場合に使用します。 ・資格取得時に送付します。 ・資格情報のお知らせのみでは受診できません。 ※マイナ保険証と一緒に保管してください。	 マイナ保険証 ＋ 資格情報のお知らせ または マイナポータル（スマホ）
 資格確認書	・マイナ保険証をお持ちでない方に発行します。発行を希望する場合は、「資格確認書交付申請書」を提出してください。 ・有効期限があります。	 資格確認書 ＋ 高齢者証 受給 高齢受給者証（70歳以上）
 健康保険証	・令和6年12月2日以降、新規に発行されません。 ・現在、健康保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日まで使用できますが、退職等で資格喪失した場合、使用できるのは退職日までとなります。 ・退職後はすみやかに事業所へ返却してください。	 健康保険証 ＋ 高齢者証 受給 高齢受給者証（70歳以上）

岐阜支部マスコットキャラクター

全国健康保険協会
協会けんぽ
岐阜支部
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

〒500-8667　岐阜市橋本町2-8　濃飛ニッセイビル14階

☎058-255-5155（代表）音声案内①
受付時間／8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）